



平成19年2月13日

各位

会社名 株式会社大塚商会
代表者名 代表取締役社長 大塚 裕司
(コード番号 4768 東証第一部)
問合せ先 取締役兼専務執行役員
管理本部長 原田 要市
(TEL. 03-3264-7111)

定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月29日開催予定の当社第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります(変更案第10条)。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第16条)。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第28条)。
その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

(2) 平成15年7月1日より導入いたしました執行役員制度の定着と取締役の選任状況に鑑み、取締役の員数を「25名以内」から「19名以内」へ減員して更なる経営の効率化を図るものであります(変更案第19条)。

(3) 周知性の向上および公告手続の合理化をはかるため、公告方法を日刊紙への掲載から電子公告に変更するものであります(変更案第5条)。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙：定款変更議案 新旧対照表の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成19年3月29日(木曜日)
定款変更の効力発生予定日 平成19年3月29日(木曜日)

以上

別紙

第46回定時株主総会 定款変更議案 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 11,286万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」と</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 11,286万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(取締役会決議による自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行</u></p>

いう。)に係る株券を発行しない。

(新設)

(名義書換代理人)

第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

- 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、单元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株

券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(单元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株

<p><u>券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第 10 条 当社は、毎年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2 本定款に定めるもののほか、必要のあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第 11 条 (条文省略)</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第 12 条 株主総会は、法令に定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第 13 条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>
---	---

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第 3 4 3 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席取締役が記名捺印する。</p> <p>2 議事録は 1 0 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</p>	<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
--	---

<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>25名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第17条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>2 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠により就任した取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役会の決議によって、<u>当社を代表すべき取締役を、若干名選任する。</u></p> <p>(役付取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって、<u>代表取締役社長、代表取締役専務を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第21条 取締役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(相談役および顧問に委嘱)</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>19名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役の選定)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>その決議によって、代表取締役社長、代表取締役専務を選定することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、<u>賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(相談役および顧問に委嘱)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
---	---

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(新設)

(取締役会規程)

第25条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第26条 (条文省略)

(監査役の選任決議)

第27条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(招集権者および議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第29条 (現行どおり)

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第30条 (現行どおり)

(監査役の選任方法)

第31条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決

<p>(監査役の任期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 29 条 監査役は、<u>互選</u>により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第 30 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 33 条 当会社の営業年度は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年とし、営業年度の末日を決算期とす</p>	<p>権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 監査役会は、<u>その決議</u>により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年とする。</p>
--	--

<p>る。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 34 条 当社の利益配当金は、毎年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 35 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 36 条 利益配当金および中間配当金は、支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
---	---

以上